

地域計画策定に向け地域で行うこと

ステップ1 検討の主体を決めます。

- ・行政区、復興組合等の策定エリアをカバーする主体
具体的な検討は、全体または水系単位、圃場整備範囲、小字単位など

ステップ2 策定するエリアを決めます。

- ・用途区域を除いた区域で策定します。大字（行政区）単位で良いか確認します。
- ・隣接行政区と重複する場合は隣接行政区と策定エリアの確認

ステップ3-1 5～10年後の農地や農業のあり方を決めます。

- ・農地の集約化や営農上の課題の確認
例えば
 - ① ほ場へ大型機械が入れない→圃場整備事業、基盤整備事業の検討
 - ② 農業用機械がないから大規模化できない→営農再開リース事業の検討
 - ③ 営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など
- ・営農再開事業をいつまで行うか。
7年度まで営農再開支援事業が可能。7年度末からの営農再開は必須。
(地域計画地域集積協力金は7年度交付分まで)
- ・5年～10年後の地域の農業のあり方を決めていきます。

ステップ3-2 だれが、どこで、何をつくるのか決めていきます。

- ・地権者の農地利用の意向を確認します。
自分で営農していく
自分ではできないので貸したい
- ・現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認します。
- ・耕作されない農地をどうするか決めます。地域の担い手を優先します。
担い手が規模拡大する農地
地区外から参入する農地
営農はできないが草刈りなどの管理だけをする農地
耕作不適地として対象地から除外する農地
- ・地域集積協力金を受ける場合、その用途について地域で決めます。また受け皿となる団体を決め、法人化設立の可否も決めていきます。

ステップ4 将来の地域の農地や農業のあり方を文言としてまとめます。

- ・計画シートに記載し地域で確認します。
- ★地域で合意した地域計画案を町で外部検討委員会を開催し確認し、地域計画として公告します。



農地バンクとの契約